

令和6年度
第2回座間市看護師等奨学生募集案内

<問合せ先>

〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市健康部健康医療課

電話番号：046-252-8236（直通）



©座間市
さまりん

座間市では、将来座間市において保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）として、業務に従事する有能な人材を育成するために、座間市看護師等奨学金の貸付けを行っています。この奨学金の貸付けは、文部科学大臣、厚生労働大臣又は都道府県知事の指定した学校又は養成所（以下「養成施設」という。）卒業後、相当期間座間市の医療機関に看護職員として従事していただければ、償還が免除になります。

座間市で看護職員として働く意思のある方のご応募をお待ちしています。

（なお、他機関での奨学金貸付けを受ける場合でも、貸付けを受けることができます。）

1. 奨学金の貸付け条件

養成施設に在学する者で、次に掲げる条件を備えたものに奨学金を貸し付けます。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 性行が正しく、かつ、心身が健康であること。
- (3) 養成施設を卒業した後、市内において看護職員の業務に従事する意思を有すること。

2. 奨学金の額

養成施設の授業料相当額を月額として無利息で貸し付けます。（月当たり3万円を上限）

3. 募集人数

3名程度

4. 奨学生の選考

選考によって奨学生を決定します。選考では書類の審査及び面接を行います。

5. 提出書類

- (1) 座間市看護師等奨学金貸付申請書（第1号様式）
- (2) 申請者の住民票の写し
- (3) 申請者が未成年の場合は、法定代理人の住民票の写し
- (4) 連帯保証人（2名必要）の住民票の写し及び所得証明書（令和5年度分）
- (5) 入学証明書または在学証明書
- (6) 授業料の額を証明する書類
- (7) 履歴書（写真貼付）市販のもの

6. 受付期間と面接日

受付期間	面接予定日
令和6年11月11日（月）から 令和6年11月29日（金）まで	令和6年12月中旬（応相談）

7. 提出先

直接、座間市役所2階健康医療課窓口へ持参、または書留にて下記へ郵送（11月29日必着）してください。

〒252-8566

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市役所 健康医療課 宛て

※直接窓口へ持参の場合は、土曜・日曜・祝日以外の8時30分～17時15分の間にお持ちください。

※郵送の場合は、締め切り日当日の必着とします。

※申し込みの際に提出された書類は、お返ししません。

8. 奨学金の償還

養成施設を卒業した日の属する月の翌月から月払いで奨学金を全額償還していただくことが原則です。

ただし、看護職員（看護職員の見習いも含む）として、養成施設を卒業した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けていた期間継続して市内の医療機関に従事した場合は、償還義務の免除（※）を受けることができます。

※10. 奨学金の償還免除をご参照ください。

9. 貸付けの廃止

奨学生が以下の事項のいずれかに該当する場合は、奨学金の貸付けを廃止し、貸し付けた奨学金の全額を返還していただきます。

- (1) 養成施設を退学した場合
- (2) 市外に転出した場合
- (3) 奨学生であることを辞退した場合
- (4) 性行が著しく不良となったと認められる場合
- (5) 心身の故障のため養成施設を卒業する見込みがないと認められる場合
- (6) 養成施設から停学又は退学の処分を受けた場合
- (7) 虚偽の申請その他不正な方法により奨学金の貸付けを受けたことが明らかとなった場合
- (8) 奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められる場合

10. 奨学金の償還免除

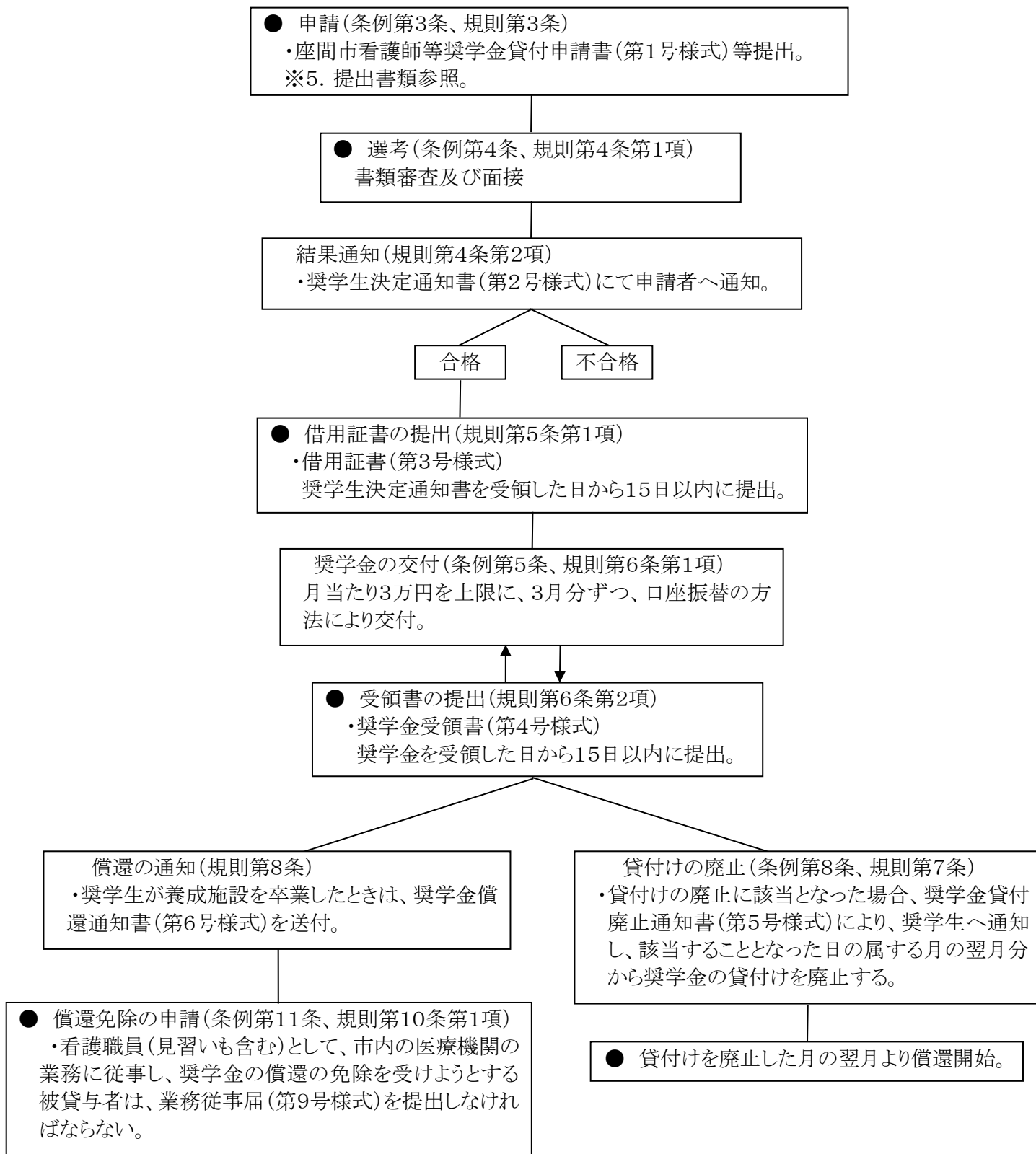
養成施設を卒業した翌月から、看護職員（看護職員の見習いも含む）として、奨学金の貸付けを受けていた期間継続して市内の医療機関で従事した場合は、償還の免除を受けることができます。

※貸付けを受けた期間に相当する期間を勤務しないで退職する場合は、その勤務した期間に相当する期間の奨学金の返還は免除されますが、残りの期間に相当する奨学金は返還していただきます。

※養成施設を卒業した翌月からすぐに市内医療機関に従事しなかった場合は、従事するまでの期間に相当する奨学金は返還していただきます。

1 1. 奨学金貸付けの流れ

※ ●は申請者もしくは奨学生が行っていただく項目です。



○座間市看護師等奨学金貸付条例（平成 26 年 3 月 26 日条例第 1 号）

改正 令和 2 年 12 月 21 日条例第 28 号

（目的）

第 1 条 この条例は、将来座間市において保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の業務に従事する有能な人材を育成するため、座間市看護師等奨学金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることに関し必要な事項を定め、もって地域医療及び福祉の向上を図ることを目的とする。

（奨学金の貸付け）

第 2 条 市長は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 19 条から第 22 条までの規定により文部科学大臣、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者で、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当するものに奨学金を貸し付けることができる。

[保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 19 条] [第 22 条]

(1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき市の住民基本台帳に記録されていること。

[住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）]

(2) 性行が正しく、かつ、心身が健康であること。

(3) 養成施設を卒業した後、市内において看護職員の業務に従事する意思を有すること。

（連帯保証人）

第 3 条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、成年である連帯保証人を 2 人定めて市長に申請しなければならない。

（選考）

第 4 条 市長は、申請者の中から奨学金を貸し付ける者を選考によって決定するものとする。

（奨学金の額等）

第 5 条 奨学金は、予算の範囲内において、養成施設の授業料相当額を月額として無利息で貸し付けるものとする。この場合において、月当たり 3 万円を上限とする。

（貸付けの期間）

第 6 条 奨学金の貸付けの期間は、市長がその申請を受け付けた日の属する月から奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）が養成施設を卒業する日の属する月までとする。

（貸付けの休止）

第 7 条 市長は、奨学生が養成施設を休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの奨学金の貸付けを休止するものとする。

（貸付けの廃止）

第 8 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その該当することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを廃止する。

- (1) 養成施設を退学した場合
- (2) 市外に転出した場合
- (3) 奨学生であることを辞退した場合

- (4) 性行が著しく不良となったと認められる場合
- (5) 心身の故障のため養成施設を卒業する見込みがないと認められる場合
- (6) 養成施設から停学又は退学の処分を受けた場合
- (7) 虚偽の申請その他不正な方法により奨学金の貸付けを受けたことが明らかとなった場合
- (8) 奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められる場合

(償還義務)

第9条 奨学金の貸付けを受けた者(以下「被貸与者」という。)は、養成施設を卒業した日の属する月の翌月(前条各号に掲げる事由により奨学金の貸付けが廃止された被貸与者にあつては、貸付けを廃止された月)から月払で奨学金を全額償還しなければならない。ただし、奨学金の全部又は一部を繰り上げて償還することを妨げない。

2 月当たりの償還する金額は、貸付けを受けた奨学金の全額を貸付けを受けた月数で除した金額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第7号に規定する場合により奨学金の貸付けを廃止された被貸与者は、貸付けを受けた奨学金の全額を直ちに償還しなければならない。

(償還の猶予)

第10条 市長は、被貸与者が進学、被災、傷病その他特別な事情により奨学金の償還が困難であると認められる場合は、当該事情が継続する間は、奨学金の償還を被貸与者からの申請に基づき猶予することができる。

(償還義務の免除)

第11条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかの事由に該当することとなった場合は、当該事由が継続する間は、当該事由に該当することとなった日以降に償還期日が到来する奨学金の償還の義務の一部又は全部を被貸与者又は相続人等からの申請に基づき免除することができる。

- (1) 看護職員(看護職員の見習として業務に従事する場合を含む。)として、市内の医療機関の業務に従事している場合
- (2) 死亡又は心身の故障その他特別な事情により貸付けを受けた奨学金を償還できる能力を失ったと認められる場合

(延滞利息の徴収)

第12条 市長は、被貸与者が正当な理由がなく、奨学金を償還すべき日までに償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還した日までの日数に応じ償還すべき額につき、年14.6パーセント(償還すべき日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た額に相当する延滞利息を加算して徴収することができる。

2 市長は、前項に規定する延滞利息の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 市長は、第1項に規定する延滞利息の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、第14条第1項に規定する延滞利息の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則（令和2年12月21日条例第28号）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

○座間市看護師等奨学金貸付条例施行規則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 14 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、座間市看護師等奨学金貸付条例(平成 26 年座間市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 13 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
[座間市看護師等奨学金貸付条例(平成 26 年座間市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 13 条]

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（貸付けの申請）

第 3 条 条例第 3 条に規定する申請は、座間市看護師等奨学金貸付申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

[条例第 3 条]

- (1) 申請者の住民票の写し及び履歴書
- (2) 申請者が未成年の場合は、法定代理人の住民票の写し
- (3) 連帯保証人の住民票の写し及び所得を証明する書類
- (4) 養成施設に入学したこと又は在学をしていることを証明する書類
- (5) 養成施設の授業料の額を証明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（選考及び通知）

第 4 条 条例第 4 条の選考は、書類の審査及び面接により行うものとする。

[条例第 4 条]

2 市長は、前項の規定に基づく選考の結果を奨学生決定通知書(第 2 号様式)により申請者に通知するものとする。

（借用証書）

第 5 条 選考に基づき、奨学生となった者は、奨学生決定通知書を受領した日から 15 日以内に借用証書(第 3 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する期限までに借用証書を提出しない者は、奨学生となることを辞退したものとみなす。

（奨学金の交付）

第 6 条 奨学金は、3 月分ずつ、口座振替の方法により交付するものとする。

2 奨学生は、奨学金を受領したときは、受領した日から 15 日以内に奨学金受領書(第 4 号様式)を市長に提出しなければならない。

（貸付けの廃止の通知）

第 7 条 市長は、条例第 8 条の規定により奨学金の貸付けを廃止したときは、奨学金貸付廃止通知書(第 5 号様式)によりその旨を奨学生に通知するものとする。

[条例第 8 条]

（償還の通知）

第8条 市長は、奨学生が養成施設を卒業したときは、当該奨学生に対し奨学金償還通知書（第6号様式）を送付するものとする。

（猶予の申請）

第9条 条例第10条の規定による奨学金の償還の猶予を受けようとする被貸与者は、奨学金償還猶予申請書（第7号様式）に猶予を受ける事情があることを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

[条例第10条]

2 市長は、奨学金償還猶予申請書を受け付けたときは、内容を審査し、その適否について奨学金償還猶予承認（不承認）通知書（第8号様式）により被貸与者に通知するものとする。

3 前2項の規定により奨学金の償還を猶予された被貸与者は、当該猶予された事情が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（免除の申請等）

第10条 条例第11条第1号の規定による奨学金の償還の免除を受けようとする被貸与者にあつては業務従事届（第9号様式）を、同条第2号の規定による奨学金の免除を受けようとする被貸与者又は相続人等にあつては奨学金償還免除申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

[条例第11条第1号]

2 市長は、奨学金償還免除申請書を受け付けたときは、内容を審査し、その適否について奨学金償還免除承認（不承認）通知書（第11号様式）により被貸与者又は相続人等に通知するものとする。

3 条例第11条第1号の規定による奨学金の償還の免除を受けた被貸与者で、業務の従事先を変更し、又は看護職員の業務を辞したものは、当該事情が発生した日から15日以内に業務従事先変更等届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

[条例第11条第1号]

（変更等の届出）

第11条 奨学生又は被貸与者は、次に掲げる事情が生じたときは、申請内容等変更届（第13号様式）により直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 奨学生又は連帯保証人の住所又は氏名に変更があつたとき。
- (2) 連帯保証人を変更するとき。
- (3) 奨学金の貸付けを辞退するとき。
- (4) 養成施設を休学、復学、転学又は退学したとき。
- (5) 養成施設から停学又は退学の処分を受けたとき。
- (6) その他提出書類の記載内容に変更があつたとき。

（実施細目）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。